

# 西之表市地域包括支援センター 高齢者虐待防止マニュアル

令和4年度作成

# 目次

1、はじめに		1	ページ
2、高齢者虐待について	1	～	3 ページ
3、高齢者虐待の発見	3	～	8 ページ
4、出典・参考文献		9	ページ

## 1、はじめに

### (1) 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センター（以降、包括という。）は、平成18年4月の介護保険法改正に伴い「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること（介護保険法第115条の46第1項）」を目的として設置された。

包括は、法において、高齢者虐待・通報の受理窓口及び対応を行っていく役割を担っており、高齢者虐待に関する相談・通報が入ると、その緊急性を判断するために、対象者に関係のある人や関係機関（行政機関や介護保険に関する事業者、医療機関、警察、民生委員、親族など市の内外を問わない。）に対し、状況に応じて情報収集及び連携を図ることとされている。また、訪問等により高齢者本人及び養護者の事実確認を行い、生活環境の調整などを行う必要がある。

### (2) マニュアルについて

高齢者の尊厳の保持のため、包括の職員全員が高齢者虐待について理解し、高齢者虐待を未然に防ぐためにマニュアルの共有と定期的な研修の実施、マニュアルの見直し等に取り組んでいく。

## 2、高齢者虐待について

### (1) 高齢者虐待の定義【高齢者虐待防止法第2条第1項・第3項】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という。）では、「高齢者」を65歳以上の者と定義されている。

また、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義している。

### (2) 養護者による高齢者虐待【高齢者虐待法第2条第2項・第4項】

「養護者」とは、現に高齢者を世話している家族、親族、同居人等のことを指し、養護者が高齢者に対して行う虐待を指す。具体例について「高齢者虐待の区分と具体例（高齢者虐待防止法第2条第4項及び第5項）」（表1、2～3ページを参照）のとおり。

### (3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待【高齢者虐待防止法第2条第5項】

「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する養介護施設または養介護事業の業務に従事する職員を指し、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、養介護施設従事者等が高齢者に対して行う虐待を指す。具体例について「高齢者虐待の区分と具体例（高齢者虐待防止法第2条第4項及び第5項）」（表1、2～3ページを参照）のとおり。

表 1：高齢者虐待の区分と具体例（高齢者虐待防止法第 2 条第 4 項及び第 5 項）

区分	内容と具体例
<p><b>身体的虐待</b></p>	<p>暴力行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>&lt;具体例&gt;</p> <p>平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけど・打撲をさせる、無理矢理食事を口に入れる、物を投げつける</p> <p>ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする 等</p>
<p><b>心理的虐待</b></p>	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的苦痛を与えること。</p> <p>&lt;具体例&gt;</p> <p>排泄の失敗を嘲笑する、それを人前で話すところで高齢者に恥をかかせる</p> <p>怒鳴る、ののしる、悪口を言う</p> <p>侮辱を込めて、子どものように扱う</p> <p>高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等</p>
<p><b>介護・世話の 放棄放任 (ネグレクト)</b></p>	<p>意図的・結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること。</p> <p>&lt;具体例&gt;</p> <p>入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題で皮膚が汚れている</p> <p>水分や食事を十分に与えられていないことで空腹状態が続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある</p> <p>室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる</p> <p>高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない</p> <p>同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること 等</p>
<p><b>性的虐待</b></p>	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>&lt;具体例&gt;</p> <p>排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する</p> <p>キス、性器への接触、セックスを強要する 等</p>

<p><b>経済的虐待</b></p>	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p><b>&lt;具体例&gt;</b>  日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない  本人の自宅等を本人に無断で売却する  年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等</p>
<p><b>セルフ ネグレクト (自己放任)</b></p>	<p>高齢者自らの意思、または認知症やうつ状態により生活に関する能力や意思が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されている状態のこと。</p> <p><b>&lt;具体例&gt;</b>  掃除やゴミ捨てができておらずゴミ屋敷になっているが環境を変える意思がない  体調が悪くても病院に行かない、洋服が汚れていても気にならなくなるなど、自分への関心がなくなり何事にも投げやりになっている  閉じこもりで、自宅への訪問を嫌がり、対人関係が希薄になっている 等</p>

参考：厚生労働省マニュアル「高齢者虐待の例」

鹿児島県高齢者虐待防止の手引き「虐待の区分と具体例」抜粋

## 2、 高齢者虐待の発見

### (1) 高齢者虐待の早期発見のための取り組み

介護支援専門員は、業務の特性上、介護等についての相談の最初の窓口になりやすい。高齢者本人だけでなく、養護者や周囲の環境についても十分に配慮し、問題の深刻化を防ぎ、早期発見に努めるため、常日頃から近隣住民をはじめ、地域の民生委員や自治会などの地域組織、介護保険サービス事業所の職員など高齢者を取り巻く様々な関係者と連携を取っておくことが重要である。

虐待事例の発見には、高齢者が不当な扱いや虐待を受けていることが疑われる場合のサインがまとめられている「高齢者虐待発見チェックリスト」(表2、4～6ページを参照)の活用が有効であり、必要に応じて活用する。

### (2) 虐待対応の流れについて

高齢者虐待の対応については国・県が作成している対応マニュアルに沿って対応を行う。高齢者虐待の対応は、目的を明確にするとともに、進行状況を見通しながら対応を実施することが重要となるため、「西之表市高齢者虐待への具体的対応 (R3.7月作成)」(表3、7～8ページを参照) のとおり対応を進めていく。

また、高齢者虐待については、高齢者支援係と連携・協力し対応を行う。

表 2 : 高齢者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。複数のものに当てはまると、疑いの度合いがより濃くなっていきます。これらはあくまで例示ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識しておいてください。

区分	確認欄	サイン例
身体的虐待のサイン		身体に小さな傷が頻繁にみられる。
		太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やミミズぼれがみられる。
		回復状態が様々な段階の傷、あざ等がある。
		頭、顔、頭皮等に傷がある。
		臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
		急におびえたり、恐ろしがったりする。
		「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
		傷やあざの説明の辻褄が合わない。
		主治医や保健、福祉、介護の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
		主治医や保健、福祉、介護の担当者に話す内容が変化し、辻褄が合わない。
心理的虐待のサイン		かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
		不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度な睡眠等）を訴える。
		身体を委縮させる。
		おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
		食欲の変化が激しく、摂食障害（過食・拒食）がみられる。
		自傷行為がみられる。
		無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
		体重が不自然に増えた、減ったりする。
性的		不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
		肛門や性器からの出血や傷がみられる。
		生殖器の痛み、かゆみを訴える。

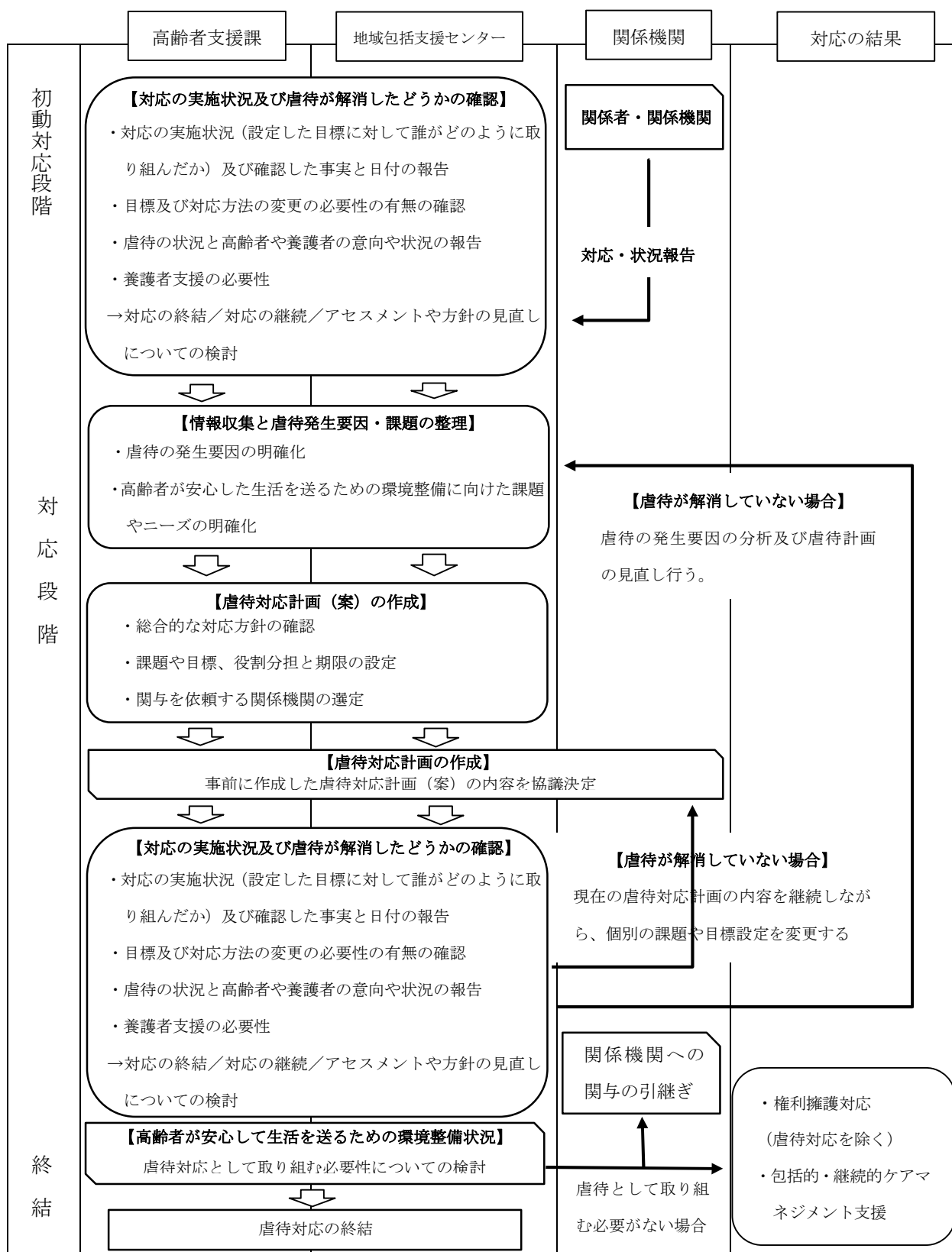
区分	確認欄	サイン例
性的虐待のサイン		急に怯えたり、恐ろしがったりする。
		ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
		主治医や保健、福祉、介護の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
		睡眠障害がある。
		通常的生活行動に不自然な変化がみられる。
経済的虐待のサイン		年金や財産収入等があることは明白なのにも関わらず、お金がないと訴える。
		自由に使えるお金がないと訴える。
		経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがる。
		お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
		資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
		預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。
介護の放棄・放任（ネグレクト）		居住部屋、住居が極めて不衛生になっている、また異臭を放っている。
		部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
		寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
		よごれたままの下着を身につけるようになる。
		かなりの褥瘡ができてきている。
		身体からかなりの異臭がするようになってきている。
		適度な食事を準備されていない。
		不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
		栄養失調の状態にある。
		疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。
		電気・ガス・水道が止められていたり、新聞、テレビの受診料、家賃の支払いを滞納している。
		配食サービス等の食事がとられていない。
		薬や届けられたものが放置されている。
		物事や自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
		何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮し、あきらめの態度がみられる。
		室内や居住内の外にごみがあふれていたり、異臭、虫が湧いている状態である。

区分	確認欄	サイン例
養護者の態度に見られるサイン		高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
		高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
		他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
		高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
		高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
		経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
		保健、福祉、介護の担当者とうの嫌うようになる。
地域からのサイン		自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物を投げられる音が聞こえる。
		庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキが剥けている、ごみが捨てられている）を示している。
		郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターが回っていない。
		天候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
		家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分の弁当等を頻繁に買っている。
		近所付き合いがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
		高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿が見られる。

(参考) 「東京都高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋



別表 3：西之表市高齢者虐待への具体的対応（R3.7月作成）



## 出典・参考文献

「鹿児島県 高齢者虐待防止の手引き」

「三郷市 介護支援専門員及び事業所向け高齢者虐待対応の手引き」

「東京都高齢者虐待対応マニュアル」

「日本社会福祉士会：市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」抜粋